

労審発第 1331 号

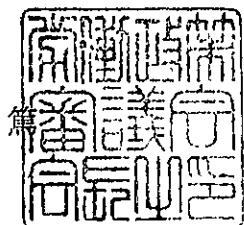
令和 3 年 9 月 3 日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

労働政策審議会

会長 清家



令和 3 年 8 月 26 日付け発職 0826 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問の
あつた「職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本
審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年8月26日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 山川 隆一

「職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年8月26日付け厚生労働省発職0826第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

別紙

令和3年9月3日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

障害者雇用分科会

分科会長 山川 隆一

「職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年8月26日付け厚生労働省発職0826第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。